

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和3年2月19日

香 取 市 長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
東谷地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年1月17日
3. 集落・地域の耕地面積
33ha
4. 対象地区の課題
農業者の高齢化と後継者不足により、地域の農業者は著しく減少し、中心となる経営体がいなくなることが見込まれる。
5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
畑は地区内の農業法人、田は近隣地区の担い手農家に集積する。
新規参入があれば、その参入者への農地の集積・集約化に協力する。
6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
個人 1経営体
法人 2法人
7. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針
今後離農や規模縮小する農業者は、中心経営体へ農地を集積・集約化させるために、地域ぐるみで農地中間管理機構を活用する。
8. 農地の貸付けの意向
特になし